

[事案 26-145] 新契約無効請求

・平成 27 年 5 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人による説明に誤りがあったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月、公的介護保険制度の「要支援 2」で介護年金の給付が受けられるとの虚偽の説明をされて介護保険に加入した。加入時、募集人は、「介護保険が新しく出た」というような記載のあるパンフレットのような資料（設計書のように詳細なものではない）を使い、「要支援 2」と書き込みながら説明したが、その資料は募集人が持ち帰った。実際には「要介護 2 以上」の状態にならないと介護年金の給付は受けられなかったため、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、保険設計書やパンフレットを使用して、本件契約の介護年金の支払要件は「要介護 2 以上」であることを説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

(1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人が公的介護保険制度の「要支援 2」で本件契約の介護年金の支給を受けられると説明したか否か把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の主張するような虚偽の説明をしたとは認められず、また、申立人が錯誤に陥っていたとしても申立人に重大な過失がなかったということができず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○募集人が、申立人の主張するような虚偽の説明をしたとは認められず、また、申立人が錯誤に陥っていたとしても申立人に重大な過失がなかったということができない理由は、以下のとおり。

(1) 募集人による虚偽説明について

① 使用された募集資料

本件においては使用された資料につき当事者間に争いがあり、事情聴取での双方の言い分は異なったが、商品の勧誘にはその商品の所定の募集資料を使用するのが通常で、同保険は販売開始から 2 年経過していたことからすると申立人が述べるパンフレットのようなものが存在したのか疑問があり、申立人の主張する書面については、そのものが提出されるなどの事情がない限り、使用されたとは認められない。

② 設計書による説明

募集資料を使用して勧誘する場合には、通常募集人はその内容に沿った説明を行ってお

り、募集人は、募集資料に沿って、介護年金の支給対象については、「要介護 2 以上」との説明をしたと推認でき、本件では、この推認を否定するような特段の事情が見当たらないので、募集人が、申立人の主張するような虚偽の説明をしたとは認められない。）

(2) 錯誤について

仮に、申立人において、本件契約について、「要支援 2」の状態になると介護年金が支給される商品であると誤信したとすると、それは、保険の内容そのものについての錯誤となり、要素の錯誤に該当するといえるが、前記のとおり、保険設計書やパンフレットよって勧誘がなされたと考えるのが自然であり、これら資料には「要介護 2 以上」と大きく明記されており、支払要件について理解することは容易であったといえるので、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失あったといわざるを得ない。